小浜市生活保全林整備事業補助金交付要綱

　（趣旨）

第１条　小浜市における森林の多面的機能を発揮させるため、森林所有者等が行う国庫補助事業等の対象とならない市民生活に密接な関わりを持つ里山林の森林整備等を支援するために交付する小浜市生活保全林整備事業補助金（以下「補助金」という。）については、小浜市補助金等交付規則（昭和５６年小浜市規則第２２号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

　（補助事業等）

第２条　補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、地域森林保全、侵入竹の除去・竹林整備、緩衝帯の整備とし、事業主体、対象森林、事業内容、補助対象経費、補助率および補助金額の算出方法については、別表１のとおりとする。

２　前項の規定にかかわらず、国、県、国または県が出資する財団法人等から同一目的の支出金、補助金等の交付を受けて実施する事業は交付対象としない。

　（補助金の額）

第３条　補助金の額は予算の範囲内において次に定める額と精算額の補助対象経費とのいずれか低い方の額以内とする。

　（補助金交付申請）

第４条　補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

（１）事業計画書

（２）事業実施計画書（様式第１号）

（３）収支予算書

（４）施工予定箇所位置図（施業箇所や作業道の開設ルートが分かるもの）

（５）施工地の状況がわかる写真

（６）森林所有者の同意書（森林所有者以外が申請する場合）

（７）その他市長が必要と認める書類

　（交付決定）

第５条　市長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書をもって当該申請者に通知する。

　（事業の着手）

第６条　事業の着手は、原則として交付決定後に行うものとする。ただし、やむを得ない事情により交付決定前に着手する必要がある場合には、事業主体は、必要性を十分に検討したうえで、その具体的な理由を付して、小浜市生活保全林整備事業補助金交付決定前着手届（様式第２号）を市長に提出するものとする。

（補助事業の変更の申請および承認）

第７条　第５条の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助事業の内容もしくは経費配分を変更（軽微な変更を除く。）しようとするときは、第４条に示す様式を準用し、変更申請するものとする。市長はその内容を審査し、補助金の交付を適当であると認めたときは申請者に通知する。

　（補助事業の中止の申請および承認）

第８条　交付決定者は、補助事業を中止しようとするときは、小浜市生活保全林整備事業補助金中止申請書（様式第３号）を提出するものとする。市は、その内容を審査し、中止を承認する場合は小浜市生活保全林整備事業補助金中止承認通知書（様式第４号）により申請者に通知するものとする。

（実績の報告）

第９条　事業主体は、事業が完了したときは、補助金実績報告書に次の書類を添えて市長に提出するものとする。

（１）収支決算書

（２）事業実績書（様式第５号）

（３）施工箇所位置図

（４）作業前、作業中、作業後の写真

　　　（１ha未満は１箇所以上、１ha以上は2箇所以上分）

（５）施工面積が分かる資料

（６）作業日報

（７）領収書等支払いを証明する書類

（８）その他市長が必要と認める書類

　（補助金の額の確定）

第10条　市長は、第９条の補助金実績報告書の提出を受けたときは、交付する補助金の額を確定し、小浜市生活保全林整備事業補助金交付確定通知書（様式第６号）により、申請者に通知する。ただし、確定額が交付決定額と同額のときは、確定した旨の通知を省略することができる。

　（補助金交付請求）

第11条　申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、小浜市生活保全林整備事業補助金交付請求書（様式第７号）に交付決定通知書および交付確定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。ただし、交付確定通知がされていない場合は交付決定通知書の写しのみの提出とする。

２　申請者から概算払いまたは前金払いによる補助金交付請求書が提出された場合には、規則第14条第2項の規定により、市長が特に必要であると認められるときは、補助金等を概算払いまたは前金払により交付することができる。

　（関係書類の保管）

第12条　事業主体は、事業に係る経理および処理経過が明確にわかるよう関係書類を整備し、事業完了後の翌年度から起算して５年間保管しておくものとする。

　（交付決定の取消し等）

第13条　市長は、補助金の交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すものとし、小浜市生活保全林整備事業補助金交付決定取消通知書（様式第８号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

（１）虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（２）この要綱の規定に違反したとき。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、期限を決めて小浜市生活保全林整備事業補助金返還命令通知書（様式第９号）により当該交付決定者に通知するものとする。

附則 この要綱は令和３年４月１日から適用する。

別表１

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業項目 | 事業主体 | 対象森林 | 事業内容（対象森林・規模・要件等） | 補助対象経費 | 補助金額の上限額 |
| (１)地域環境保全 | 森林所有者、森林所有者や地域住民で構成される団体 | 下記のすべてを満たす森林  ①倒木等の危険防止や野生動物の被害軽減のために整備を必要とする森林など、住民の生活環境保全上重要であると認められる森林  ②集落や生活道路など保全する対象に隣接する森林  ③林縁からおおむね  ３０ｍ以内の森林 | 雑草木の刈払い、枯損木・危険木等の除去、不用木の除間伐等 | 人件費、燃油代、損害保険、賃借料、ヘルメット・手袋・安全靴・なた・のこぎり・防護服・事務用品等の消耗品、通信運搬費、委託料、印刷費等 | ８０，０００円/ha |
| (２)侵入竹の除去・竹林整備 | 侵入竹の伐採、除去、搬出運搬等 | １９０，０００円/ha |
| （３）緩衝帯の整備 | 森林所有者や地域住民で構成される団体 | 森林整備（下刈り、つる切り、枯損木・上層木・侵入竹の伐採等）、枝払い、玉切、後片付けなど伐採木等の林内整理 | ７００，０００円/ha |